

平成 25 年 3 月 21 日

一般社団法人移行認可

平成 25 年 4 月 1 日設立

平成 28 年 6 月 10 日一部変更

定 款

JAPRS

一般社団法人 日本音楽スタジオ協会

目 次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 目的及び事業	1
第 3 章 会 員	2
第 4 章 総 会	3
第 5 章 役 員	5
第 6 章 顧問及び相談役	7
第 7 章 理 事 会	7
第 8 章 委 員 会	8
第 9 章 資産及び会計	9
第 10 章 定款の変更及び解散	10
第 11 章 事 務 局	10
第 12 章 公 告 の 方 法	10
第 13 章 補 則	11
附 則	11

一般社団法人日本音楽スタジオ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本音楽スタジオ協会（英文名 JAPAN ASSOCIATION OF PROFESSIONAL RECORDING STUDIOS。略称「JAPRS」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽録音事業（演奏、歌唱等をレコーディング機器を使用して収録、編集し、マスター音声を固定化する事業）に関する調査及び研究、研修会、セミナー等の開催、人材育成、内外関連機関等との交流及び協力等を推進することにより、同事業の健全な発展を図り、もって我が国音楽産業の発展と音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽録音事業に関する調査及び研究
- (2) 音楽録音事業に関する研修会及びセミナー等の開催
- (3) 音楽録音事業に関する人材育成
- (4) 音楽録音事業に関する人材育成に伴う出版物の制作及び販売
- (5) 音楽録音事業に関する機材及び技術の調査及び研究並びに開発
- (6) 音楽録音事業に関する技術及び仕様の標準規格の調査及び策定
- (7) 音楽録音事業に関する内外関連機関等との交流及び協力
- (8) 音楽録音事業に関する情報の収集及び提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した音楽録音事業に係わる法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、正会員に準ずる者で、理事会において別に定める規定に従い入会した法人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するため入会した音楽録音関連事業を行う法人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人に入会を希望する者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人のもの（以下「会員代表者」という。）を定め、届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意

にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(入会金、会費及びその他の拠出金の返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても既納の入会金及び会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金及び会費徴収基準
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定期総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、総会の日の2週間前までに書面をもって通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席しない正会員は、予め通知した事項について書面又は電磁的方法、若しくは代理人をもつて議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された出席者代表2名は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上22名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもつて一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を統轄する。

4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を分担執行する。

5 常任理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事等の責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

この法人は、同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 名誉会長及び顧問及び相談役

(名誉会長及び顧問並びに相談役)

第29条 この法人に、任意の機関として、名誉会長1名及び2名以上3名以内の顧問並びに3名以上5名以内の相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問並びに相談役は、次の職務を行う。

（1）会長の相談に応じること。

（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問並びに相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長及び顧問並びに相談役の任期は、役員に準じるものとする。

5 名誉会長及び顧問並びに相談役の報酬は無償とする。

第7章 理事会

(理事会)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 委員会は、担当事項を審議して会長に意見を述べ、又は、会長の諮問に応する。
- 4 委員会に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
 - (1) 監査報告

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 職員は、有給とする。
- 6 職員の給与は、会長が定める。

第12章 公告の方法

(公告方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本音楽スタジオ協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は、内沼映二とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。